

改正案	現行
<p>（産業廃棄物）</p> <p>第二条 法第二条第四項第一号の政令で定める廃棄物は、次のとおりとする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 ガラスくず、<u>コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。）</u>及び陶磁器くず</p> <p>八～十三（略）</p> <p>（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）</p> <p>第三条 法第六条の二第二項の規定による一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 一般廃棄物の海洋投入処分に当たつては、次によること。</p> <p>イ 海洋投入処分は、次に掲げる一般廃棄物の船舶からの海洋投入処分に限り、行うことができること。</p> <p>(1)（略）</p>	<p>（産業廃棄物）</p> <p>第二条 法第二条第四項第一号の政令で定める廃棄物は、次のとおりとする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 ガラスくず及び陶磁器くず</p> <p>八～十三（略）</p> <p>（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）</p> <p>第三条 法第六条の二第二項の規定による一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 一般廃棄物の海洋投入処分に当たつては、次によること。</p> <p>イ 海洋投入処分は、次に掲げる一般廃棄物の船舶からの海洋投入処分に限り、行うことができること。</p> <p>(1)（略）</p>

(2) 不燃性の一般廃棄物（次に掲げるものを除く。）

(1) (二) (略)

(3) (2)に掲げる一般廃棄物のうち、緊急に処分する必要がある、かつ、海洋投入処分以外に適切な処分の方法がないものであると認めて環境大臣が指定するものであつて、環境大臣が定めるところにより処分するために処理したもの

ロ (略)

五 前号イ(3)を除く。( )に規定する一般廃棄物であつても、埋立処分を行うのに特に支障がないと認められる場合には、海洋投入処分を行わないようにすること。

(事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準)

第六条の二 法第十二条第四項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 前号に規定する委託契約書及び書面をその契約の終了の日から環境省令で定める期間保存すること。

五 (略)

(産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の産業廃

(2) 浄化槽に係る汚泥又はし尿であつて、硫酸第一鉄若しくは塩化第二鉄を〇・一パーセント以上混入し、又は粉碎したもの

(3) 不燃性の一般廃棄物（次に掲げるものを除く。）

(1) (二) (略)

(4) (3)に掲げる一般廃棄物のうち、緊急に処分する必要がある、かつ、海洋投入処分以外に適切な処分の方法がないものであると認めて環境大臣が指定するものであつて、環境大臣が定めるところにより処分するために処理したもの

ロ (略)

五 前号イ(4)を除く。( )に規定する一般廃棄物であつても、埋立処分を行うのに特に支障がないと認められる場合には、海洋投入処分を行わないようにすること。

(事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準)

第六条の二 法第十二条第四項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 (略)

(産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の産業廃

棄物の収集若しくは運搬又は処分等の再委託の基準)

第六条の十二 法第十四条第十項ただし書の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 前二号に定めるもののほか、第六条の二第一号から第四号までの規定の例によること。

(特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者の特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分等の再委託の基準)

第六条の十五 法第十四条の四第十項ただし書の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 前号に定めるもののほか、第六条の二第一号から第四号まで並びに第六条の十二第一号及び第二号の規定の例によること。

棄物の収集若しくは運搬又は処分等の再委託の基準)

第六条の十二 法第十四条第十項ただし書の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 前二号に定めるもののほか、第六条の二第一号から第三号までの規定の例によること。

(特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者の特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分等の再委託の基準)

第六条の十五 法第十四条の四第十項ただし書の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 前号に定めるもののほか、第六条の二第一号から第三号まで並びに第六条の十二第一号及び第二号の規定の例によること。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）（抄）  
 （第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（船舶からの排出につき確認を要する廃棄物）  
 第九条 法第十条第三項の政令で定める廃棄物は、次に掲げる廃棄物とする。

- 一 廃棄物処理令第三条第四号イ(3)に掲げる廃棄物
- 二・三（略）

（船舶からの排出につき確認を要する廃棄物）  
 第九条 法第十条第三項の政令で定める廃棄物は、次に掲げる廃棄物とする。

- 一 廃棄物処理令第三条第四号イ(4)に掲げる廃棄物
- 二・三（略）

別表第三（第七条関係）

別表第三（第七条関係）

廃棄物	一 第六条第四号に掲げる水底土砂のうち特定水底土砂及び第五条第二項第五号に掲げるもの並びに廃棄物処理令第三条第四号イ(3)に掲げる廃棄物	A 海域	次号下欄イ及びハに掲げる要件に適合する排出方法により排出すること。
	二 廃棄物処理令第三条第四号イ(1)及び(2)並びに廃棄物処理令第六条第一項第四号	B 海域	集中式排出方法（イからハまでに掲げる要件に
排出海域に関する基準		排出方法に関する基準	

廃棄物	一 第六条第四号に掲げる水底土砂のうち特定水底土砂及び第五条第二項第五号に掲げるもの並びに廃棄物処理令第三条第四号イ(4)に掲げる廃棄物	A 海域	次号下欄イ及びハに掲げる要件に適合する排出方法により排出すること。
	二 廃棄物処理令第三条第四号イ(1)及び(3)並びに廃棄物処理令第六条第一項第四号	B 海域	集中式排出方法（イからハまでに掲げる要件に
排出海域に関する基準		排出方法に関する基準	

<p>三 廃棄物処理令第三条第四号イ(2)に掲げる廃棄物のうち液状のもの、廃棄物処理令第六条第一項第四号イ(1)に掲げる汚泥のうち有機性のもので及び水溶性の無機性のもので、同号イ(2)から(4)までに掲げる廃棄物、南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一</p>	<p>イ(1)に掲げる廃棄物（水底土砂及び次号上欄に掲げるものを除く。）</p>
<p>Ｃ 海域</p>	
<p>口 当該船舶の</p>	<p>適合する排出方法をいう。）により排出すること。        イ 比重一・二以上の状態にして排出すること。        ロ 粉末のままで排出しないこと。        ハ 当該船舶の航行中に排出しないこと。</p>
<p>三 廃棄物処理令第三条第四号イ(2)に掲げる廃棄物、同号イ(3)に掲げる廃棄物のうち液状のもの、廃棄物処理令第六条第一項第四号イ(1)に掲げる汚泥のうち有機性のもので及び水溶性の無機性のもので、同号イ(2)から(4)までに掲げる廃棄物、南極地域の環境の保護に関する法</p>	<p>イ(1)に掲げる廃棄物（水底土砂及び次号上欄に掲げるものを除く。）</p>
<p>Ｃ 海域</p>	
<p>口 当該船舶の</p>	<p>適合する排出方法をいう。）により排出すること。        イ 比重一・二以上の状態にして排出すること。        ロ 粉末のままで排出しないこと。        ハ 当該船舶の航行中に排出しないこと。</p>

四〇八（略）	（略）	（略）
<p>号）第十六条第四号に規定する汚泥並びに指定水底土砂（特定水底土砂並びに第五条第二項第四号及び第五号に掲げるものを除く。）</p>		<p>航行中に排出すること。</p> <p>八 一時間当たりの排出量が二千立方メートル以下となるように排出すること。</p>

別表第四（第十三条関係）

<p>油 等</p> <p>一 廃駆除剤（廃棄物処理令第三条第四号イ(2)(ハ)に規定する廃駆除剤をいう。以下同じ。）のうち鉛、ひ素、銅、亜鉛、ベリリウム、クロム、ニッケル若しくはバナジウム又はこれらの化合物を含むもの</p>	<p>焼却海域に関する基準</p> <p>C 海域</p>	<p>焼却方法に関する基準</p> <p>イ 焼却設備の排出口から火炎及び環境省令で定める基準に適合しない黒煙を出さない焼却方法により焼却すること。</p> <p>ロ 焼却中の燃</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------

四〇八（略）	（略）	（略）
<p>律（平成九年法律第六十一号）第十六条第四号に規定する汚泥並びに指定水底土砂（特定水底土砂並びに第五条第二項第四号及び第五号に掲げるものを除く。）</p>		<p>航行中に排出すること。</p> <p>八 一時間当たりの排出量が二千立方メートル以下となるように排出すること。</p>

別表第四（第十三条関係）

<p>油 等</p> <p>一 廃駆除剤（廃棄物処理令第三条第四号イ(3)(ハ)に規定する廃駆除剤をいう。以下同じ。）のうち鉛、ひ素、銅、亜鉛、ベリリウム、クロム、ニッケル若しくはバナジウム又はこれらの化合物を含むもの</p>	<p>焼却海域に関する基準</p> <p>C 海域</p>	<p>焼却方法に関する基準</p> <p>イ 焼却設備の排出口から火炎及び環境省令で定める基準に適合しない黒煙を出さない焼却方法により焼却すること。</p> <p>ロ 焼却中の燃</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------

一の二八（略）	
(略)	
(略)	<p>焼効率、火炎温度及び主要な燃焼室内における燃焼ガスの平均滞留時間が環境省令で定める基準に適合する焼却方法により焼却すること。</p> <p>八 焼却に伴つて生ずる排出ガス中に含まれるばいじんの量が環境省令で定める基準に適合する焼却方法により焼却すること。</p>
一の二八（略）	
(略)	
(略)	<p>焼効率、火炎温度及び主要な燃焼室内における燃焼ガスの平均滞留時間が環境省令で定める基準に適合する焼却方法により焼却すること。</p> <p>八 焼却に伴つて生ずる排出ガス中に含まれるばいじんの量が環境省令で定める基準に適合する焼却方法により焼却すること。</p>